平成２５年（フ）第６０７号
仙台市太白区八木山香澄町18番２号　ホームズ香澄102
債務者　永井　　広
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６２１号
仙台市青葉区台原３丁目26番27号　サニーコーポ台原Ｃ
債務者　富山　広大
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
茨城県北茨城市中郷町松井1003番地の６
債務者　日高　拓馬
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１１０号
茨城県日立市田尻町５丁目１番８―405号
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１１２号
茨城県日立市田尻町５丁目１番10―106号
債務者　石井　優太
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１１３号
茨城県日立市金沢町３丁目10番８号
債務者　永山あけみ
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１１４号
茨城県日立市かみあい町２丁目20番１号
債務者　鈴木佐多子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１１５号
茨城県日立市十王町伊師3893番地の２
債務者　梶井　瑛人
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第３５８号
新潟市東区大形本町１丁目16番31号
債務者　佐藤　博美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６８号
新潟市東区藤見町１丁目18番２―24号
債務者　今田　　舞
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７４号
新潟市東区船江町２丁目２番23号
債務者　大澤　有香
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８５号
新潟市東区牡丹山４丁目８番25号　フラッツ高山Ａ201、住民票上の住所新潟市東区山木戸１丁目５番14号
債務者　森山　　充
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８６号
新潟市東区牡丹山４丁目８番25号　フラッツ高山Ａ201、住民票上の住所新潟市東区山木戸１丁目５番14号
債務者　森山　みや
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２２号
岐阜市三田洞17番地１
債務者　福田　和子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３２７号
岐阜市高田４丁目10番８号
債務者　藤井　伸一
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３３２号
岐阜市茜部寺屋敷３丁目267番地　サンシティ宏和101号室
債務者　玉木つよ子（旧姓川野）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４２号
岐阜市西川手10丁目1427番地　キャッスルハイツ西川手703号室
債務者　岩瀬　明典
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
岐阜地方裁判所